

## 本部長指示（緊急事態宣言の解除に伴う指示）

令和3年9月30日

新型コロナウイルス対策本部

本部長 御殿場市長職務代理 富尾信司

政府において静岡県に発出されていた緊急事態宣言の期間が、9月30日で解除されることになりました。

これまでの厳しい行動制限は一定程度緩和されることとなります。

しかし、これまでの自粛生活から解放された反動で、市民の皆様が一斉にコロナ禍以前の行動をすると感染の再拡大につながる恐れがあり、これが第6波となることが心配されます。これまでの努力が水泡に帰することにもなりかねません。

市民の皆様に対しては、新型コロナウイルスに関する高い意識を持続していただき、感染対策の基本を実施していただくとともに、外出される場合には混雑する時間帯や場所を避けるなどの配慮をお願いしてください。

なお、この感染症に関する出口戦略は現在のところワクチンしかなく、その有効率は高いものとされていることから、2回のワクチン接種が済んでない方にはぜひ接種されるようお願いしてください。

以下、市職員へ今後の対応を指示します。期間：令和3年10月1日（金）～14日（木）

- (1) 学校においては、引き続き万全な感染防止体制を図ること（新型コロナ危機管理マニュアルの遵守）
- (2) 保育所や放課後児童クラブについても、引き続き万全の感染防止体制を図ること
- (3) 第6波に備え、地域医療を継続させるため、引き続き発熱外来、PCR検査場、医療従事者の待機場所を確保するとともに、院内感染や家庭内感染の防止を図ること
- (4) 公共施設については、感染防止対策を徹底した上で、各施設の定める条件のもとこれまでの規制を緩和すること
- (5) 市主催のイベント等については、感染防止対策を徹底した上で、各部局の定める条件のもとこれまでの規制を緩和すること
- (6) 地域イベントや公民館等の地域施設は市に準じた対応とし、地域で「新しい生活様式」の浸透を図りながら、これまでの規制を緩和すること
- (7) 飲食店及びバー・ナイトクラブ等については、アマビエこめこ認定店の利用並びに少人数かつ短時間でなるべく普段一緒にいる人との利用を呼びかけること  
また、感染拡大防止対策の徹底を図るとともに、カラオケ設備の利用自粛を要請すること
- (8) 先般発出した市職員の出勤回避に係る取り組みを引き続き推進するとともに、職場における感染拡大防止対策を徹底すること
- (9) 市職員は自ら何ができるかを再考し、この対応方針に基づいてそれぞれの持つ力を最大限に発揮し、各部局の連携を強く意識しながらしっかりと取り組んでいくこと